

道路維持管理計画

平成23年4月

中国地方整備局

広島国道事務所

目 次

| | | |
|---------------------------|-------|----|
| 1. 管理路線の概要 | | 1 |
| 2. 道路管理計画策定の背景と目的 | | 4 |
| 3. 道路管理の実施方針 | | 5 |
| 4. これからの道路管理の取り組み（道路管理計画） | | |
| ～ 道路の安全確保に向けて（維持管理目標） ～ | | |
| ① 道路巡回 | | 6 |
| ② 共同溝巡回 | | 8 |
| ③ 清掃 | | 9 |
| ④ 除草 | | 11 |
| ⑤ 植樹剪定 | | 12 |
| ⑥ 除雪 | | 13 |
| ⑦ 照明維持 | | 14 |
| ⑧ 設備点検 | | 15 |
| ⑨ 橋梁点検 | | 17 |
| ⑩ トンネル点検 | | 18 |
| ⑪ 防災点検 | | 19 |
| ⑫ 橋梁補修 | | 20 |
| ⑬ トンネル補修 | | 21 |
| ⑭ 舗装補修 | | 22 |
| ⑮ 防災対策 | | 23 |
| ⑯ 橋梁耐震補強 | | 24 |
| 5. その他 | | |
| 道路管理方針の周知、広報 | | 25 |
| 6. 参考資料 | | 26 |

1. 管理路線の概要

広島国道事務所は、広島県内の道路事業を担当しており、道路事業における県内国道の直轄指定区間は、一般国道2号、31号、54号の全線及び185号、375号の一部で計221.1km（2011.4.1現在）となっている。

○広島国道事務所が直轄管理する路線

①一般国道2号

一般国道2号は、大阪府大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡しながら福岡県北九州市に至る総延長675.2kmの西日本の重要幹線道路であり、当事務所では竹原市新庄町字西椋原（本郷町・竹原市境）から大竹市南栄2丁目（広島県・山口県境）に至る延長88.1km（重複区間6.1km）を管理している。

この路線は広島市の人口集中地域を横断するため、都市内、都市間、長距離の交通が重なり利用度が極めて高く、広島市内において交通混雑が激しい区間となっている。

②一般国道31号

一般国道31号は、安芸郡海田町を起点とし、瀬戸内海に沿って南下して呉市に至る延長20.1kmの主要幹線道路であり、当事務所ではその全区間を管理している。

この路線は、主要な港湾を有する呉市付近において、都市間交通、都市内交通による交通混雑が激しい区間となっている。

③一般国道54号

一般国道54号は広島市を起点とし、中国山地を越えて島根県松江市に至る延長182.3kmの主要幹線道路で、当事務所では起点の広島市中区大手町4丁目から安芸高田市吉田町大字吉田大畑（吉田町・甲田町境）に至る延長27.1km（重複区間6.0km）を管理している。

この路線は中国地方の陰陽を結ぶ道路であり、都市内、都市間、長距離の交通が重なり利用度が極めて高く、広島市内において交通混雑が激しい区間となっている。

④一般国道185号

一般国道185号は呉市を起点とし、瀬戸内海沿いに三原市に至る延長70.3kmの広島県中南部の主要幹線道路であり、当事務所では起点の呉市本通り2丁目から竹原市忠海東町4丁目（竹原市・三原市境）に至る延長53.9km（重複区間1.5km）を管理している。

この路線は、異常気象による事前通行規制区間や、主要な港湾を有する呉市付近にお

いて、都市内交通による交通混雑が激しい区間となっている。

⑤一般国道375号

一般国道375号は、呉市を起点とし、三次市を經由して島根県太田市に至る延長177.0kmの主要幹線道路であり、当事務所では現在供用している東広島市西条町馬木から東広島市高屋町溝口に至る延長12.8kmを管理している。

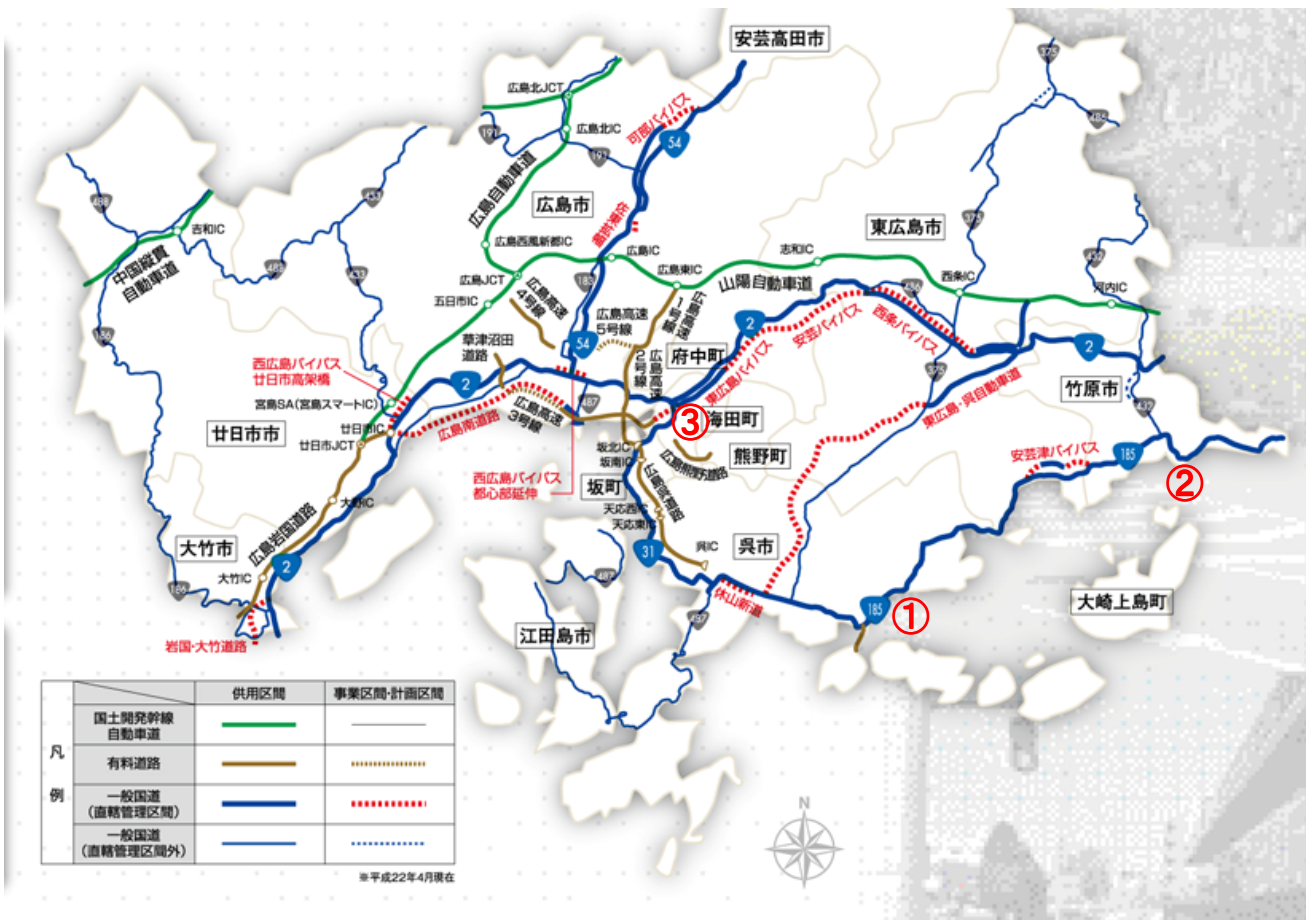
本路線の整備は広島県によって進められてきたが、昭和62年に東広島・呉自動車道が国道375号の自動車専用道路として高規格幹線道路に指定され、権限代行により平成5年から直轄事業として整備している。

■出張所別管理区間延長

| 路線名 | 延長 (km) | 起終点 | 可部 (km) | 呉 (km) | 西条 (km) | 広島 (km) |
|--------|---------------|---------------------------------|---------------|-----------|---------------|---------------|
| 国道2号 | (6.1) 88.1 | 竹原市新庄町～大竹市南栄 ()は東広島BP、広島南道路 | | | 29.0 | (6.1) 59.1 |
| 国道31号 | 20.1 | 安芸郡海田町～呉市本通 | | 10.1 | | 10.0 |
| 国道54号 | (6.) 27.1 | 広島市中区大手町～安芸高田市吉田町 ()は可部BP | (6.0) 27.1 | | | |
| 国道185号 | (1.5) 53.9 | 呉市本通～竹原市忠海 ()は安芸津BP | | 26.7 | (1.5) 27.2 | |
| 国道375号 | 12.8 | 東広島市西条町馬木～東広島市高屋町溝口 | | | 12.8 | |
| 計 | (13.6) 202 | ()はダブルウェイ区間 | (6.0) 27.1 | 36.8 | (1.5) 69 | (6.1) 69.1 |

■特殊・事前通行規制箇所

| 図面 番号 | 路線名 | 規制 内容 | 担 当 出張所 | 異常気象時通行規制区間 | | | 交通量 (H17) | 規制基準 (通行止) | 危険 内容 |
|----------|--------|----------|-------------|--------------------------------|-----------------------|--------|--------------|----------------------------------|------------|
| | | | | 区間 | 距離標 | 延長 | | | |
| ① | 国道185号 | 事前 | 呉国道 出張所 | 呉市川尻町向田 ～安浦町寒風 | 17.5 ～19.0 | 1.5km | 16,016台/日 | 連続雨量 200mm | 落石 |
| ② | 国道185号 | 事前 | 西条維持 出張所 | 竹原市高崎町 | 47.0 ～47.5 | 0.5km | 10,975台/日 | 連続雨量 250mm | 落石 土砂崩壊 |
| ③ | 国道2号 | 特殊 | 広島維持 出張所 | 安芸郡海田町海田市 ～ 西四ノ割 西七の割 | 327.52 ～ 327.68 | 0.16km | 32,503台/日 | パトロールを実施し、 路線冠水の兆候 を確認したとき | 路面冠水 |



2. 道路維持管理計画策定の背景と目的

◆背景と目的

気象条件や沿道状況は地域ごとに異なることから、これまで全国统一基準を設けず、各地方整備局ごとに維持管理水準を考慮の上、道路の維持管理を実施してきた。

今後は、維持管理項目ごとに対象区間や作業等の頻度を事前に明確にするとともに、事後においては、維持管理項目ごとに実施した実際の頻度や費用、沿道住民からの意見・要望等について明確にしつつ、次年度以降の維持管理に反映していく必要があり、各維持管理項目の対処区間や作業頻度を明確にした年度ごとの維持管理計画を事務所ごとに策定し、広く公表するものとする。

なお、維持管理計画の見直しにあたっては、客観的なデータに基づき行うとともに、都道府県担当部局や道路利用者からの意見・要望等を反映するなど、適切に実施するものとする。

3. 道路管理の実施方針

◆実施方針

広島国道事務所における各路線の特徴、地域状況、道路利用者ニーズを踏まえた道路維持管理計画を策定する。

本管理計画における各項目の実施方針については、基本を定めたものであり、自動車専用道路、自動車専用道路に準ずる構造の道路、道路の存する地域の地形の状況、通行の安全確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、適切な範囲及び頻度を設定することができるものとする。

本管理計画により、良好な道路環境の確保、適切な維持管理に努めるよう、最大限の努力を行うものとする。

また、本管理計画については、広く一般に公表し、道路利用者の理解を得られるよう努めるものとする。

道路利用者、沿道住民の方々の意見、苦情については、今後の事業執行および次年度以降の道路維持管理に反映させるものとする。

4. これからの道路管理の取り組み(道路管理計画)

～ 道路の安全確保に向けて（維持管理目標） ～

①道路巡回

【道路巡回の種類と実施方針】

➤ 通常巡回

平常時における巡回であり、主に道路パトロールカーの車内より、道路の異常、道路利用状況等を目視で確認するため実施する。

実施頻度 (別図-1 参照) 原則として2日に1回の頻度で実施する。

➤ 定期巡回

主として通常巡回を補完する目的で実施するものであり、徒歩にて道路施設の状況等を確認するため実施する。

実施頻度 原則として年に1回の頻度で管理区間を1巡する。

➤ 異常時巡回

豪雨、地震等の異常気象時や災害発生時において、道路施設の被災状況や通行の可否等を把握し、適切な措置を講じるためのものとする。

実施頻度 異常気象時等に適宜実施する。

1. 道路巡回は以下の項目を目的として実施する。
 - i) 道路の異常、破損等を発見し、道路構造の保全を図る。
 - ii) 交通に支障を与える道路の障害物および障害発生危険を発見する。
 - iii) 道路の交通状況を把握する。
 - iv) 占用工事、請願工事等の実施状況を把握する。
 - v) 道路の不法使用、不法占用等の状況を把握する。
 - vi) 緊急を要する異常を発見した場合に、応急措置を実施する。

○ 通常巡回（落下物処理）



○ 定期巡回（法面）



○ 異常時巡回



②共同溝巡回

【実施方針】

実施頻度 原則として年に2回の頻度で実施する。

1. 共同溝巡回は以下を目的として実施する。

共同溝は、NTT、電気、水道、ガスといった施設が入溝しており、共同溝本体の異常、破損等を発見し常時良好な状態に保つことにより、ライフラインの確保を目的として実施する。

2. 事務所の施設量

| | |
|--------------|----------|
| i) 比治山共同溝 | L=3.3 km |
| ii) 宇品南共同溝 | L=1.6 km |
| iii) 祇園幹線共同溝 | L=7.0 km |
| iv) 祇園供給管共同溝 | L=7.3 km |
| V) 佐東幹線共同溝 | L=1.7 km |
| VI) 佐東供給管共同溝 | L=2.2 km |

○共同溝巡回



③清掃

【実施方針】

➤ 車道の路面清掃

路面清掃は、路肩付近に土砂や落葉等が堆積し、自動車の制動距離の延伸及び二輪車等の事故を防止するために実施する。

また、沿道的美観等に配慮する観光地周辺については、関係する道路管理者と清掃の実施頻度等を調整の上、対応する。

実施頻度 (別図－2参照)

- ・ 国道2号、54号の市内中心部を通過する4車線区間
堆積状況を確認の上、年2回程度実施する。
- ・ その他地域
堆積状況を確認の上、必要に応じて年間1回程度実施する。

➤ 歩道清掃

歩行者や自転車の通行に支障がないよう実施する。

実施頻度 原則として街路樹等からの落葉の除去に限定して実施する。

➤ 排水施設（構造物）清掃

土砂の堆積等による通水阻害を防止するため、土砂の堆積状況、排水系統、流末の処理能力等を勘案して通水阻害箇所を抽出した上で実施する。

実施頻度 現地の状況により清掃の必要が生じた場合は、箇所を限定した上で年に1回を目安として実施する。

➤ トンネル清掃

自動車の粉塵等によるトンネル内部の汚れにより生じるトンネル内外部の照度差を低減させるため実施する。

実施頻度 原則として年に1回の頻度で実施する。

1. 事務所の施設量と実施エリア

i) 車道部の路面清掃

| | | | |
|------|--------------------|------|-------------|
| 車道延長 | 706.0km (上・下線合計) | 管理延長 | 221.1km |
| うち | 国道2号、54号市内4車線区間 | | 208.0km 年2回 |
| | その他地域(上記以外で必要に応じて) | | 498.0km 年1回 |

ii) 歩道清掃

歩道延長 262km

実施箇所については、道路巡回等の結果により、箇所を限定して実施する。

iii) 排水施設（構造物）清掃

昨今、排水構造物の土砂の堆積等により集中豪雨等に排水枳や側溝等から越水し、盛土法面の崩壊などに至る場合もあることから、道路巡回等により土砂堆積の状況の確認を行うとともに、通水阻害箇所や土砂が溜まりやすい場所、区間を設定する。

iv) トンネル清掃

トンネル箇所数 32トンネル

トンネル清掃延長 12.5km

○路面清掃



○トンネル清掃



○歩道清掃



清掃前



清掃後

○排水施設（構造物）清掃



清掃前



清掃後

④除草

【実施方針】

- 交差点部で歩行者等の視認性確保が必要な箇所
実施頻度 道路巡回等により歩行者（幼児等）が確認できるよう実施する。
- 視線誘導等の視認性確保が必要な箇所
実施頻度 道路巡回等により反射材が確認できるよう実施する。
- 歩道、車道の建築限界確保が必要な箇所
実施頻度 道路巡回等により歩道、車道の通行が確保出来るよう実施する。
- 上記以外の箇所（観光地、害虫被害対応等）
実施頻度 箇所を限定し、原則年1回の頻度で実施する。

1. 除草は以下を目的として実施する。

法面等における雑草等の繁茂による建築限界の阻害を防止し、道路利用者からの視距を確保するとともに、除草すべき箇所を限定して実施する。

2. 事務所の施設量と実施エリア

除草面積 約213,000m²

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| i) 交差点部で歩行者等の視認性確保箇所 | 約13,000m ² |
| ii) 視線誘導等の視認性確保箇所 | 約57,000m ² |
| iii) 歩道、車道の建築限界確保箇所 | 約64,000m ² |
| iv) 上記以外の箇所 | 約79,000m ² |

また、農作物に影響ない地区で除草剤散布を実施

○ 除草



除草前



除草後

⑤植樹剪定

【実施方針】

実施頻度 (別図-3参照)

- 高木・中低木：3年に1回程度実施する。(柳については年1回程度)
- 寄植 1年に1～2回程度実施する。

1. 植樹剪定は以下を目的として実施する。

植樹帯及び中央分離帯の植栽を適切に管理することにより、繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止し、道路利用者からの視認性の確保することを目的とする。

なお、樹種等に応じて個別の植栽剪定に配慮する。

2. 事務所の施設量と実施エリア

- i) 植栽管理(高木) 約5,000本 3年/回実施
- ii) 植栽監理(中低木) 約6,000本 3年/回実施
- iii) 植栽管理(寄植)
 - ・国道54号 市役所前交差点～県立総合体育館前交差点
約5,000m² 年2回実施
 - ・国道2号 仁保交差点～観音本町交差点
約30,000m² 年1回実施
 - ・上記以外 約233,000m² 必要に応じて年1回実施

○植樹剪定(高木)



剪定前



剪定後

○植樹剪定(寄植)



剪定前



剪定後

⑥除雪及び凍結防止剤散布

【実施方針】

➤ 除雪

除雪は、路面上の降雪量が5～10cm程度に達し、を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施するものとする。

➤ 凍結防止剤散布

原則として、路面湿潤、シャーベット状等であり、外気温0℃が予想され路面凍結の恐れがある場合に実施する。

別途、除雪計画を策定し、道路交通に支障をきたさないよう実施する。

1. 事務所の施設量と実施エリア

i) 除雪

広島国道事務所管理延長L=221.1kmのうち、上記実施方針に基づき、必要に応じて実施する。

ii) 凍結防止剤散布

下記箇所において、上記実施方針に基づき、必要に応じて実施する。

- | | |
|--------------------|--------|
| ・縦断勾配（4%以上） | L=25km |
| ・曲線半径（ $r=300$ 以下） | L=2km |
| ・橋梁 | L=14km |
| ・上記以外で局部的に日陰となる | L=75km |

等路面凍結の恐れのある箇所

○除雪



○凍結防止剤散布



⑦照明維持

【実施方針】

- ランプ切れ又は経済性を勘案して、灯具等の交換作業を実施する。
- 灯具等の交換にあたっては、経済比較により適切な灯具を選定するとともに、消費電力量の変更がある場合には、遅滞なく電力供給契約の変更申請手続きを行うものとする。

1. 事務所の施設量

- i) 道路照明 約4,300灯
- ii) トンネル照明 約5,300灯

2. H23実施数量（ランプ球替え）

- i) 道路照明 約500灯
- ii) トンネル照明 約300灯

○ ランプ球替え



道路照明球替え



トンネル照明球替え

⑧設備点検

【実施方針】

- 電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）の点検は、「電気通信施設点検基準（案）」（平成21年12月）及び「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」（平成16年3月）に基づき実施する。

1. 設備点検は以下を目的として実施する。

電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）は、道路管理上重要な施設であり、これら施設を定期的に点検することにより良好な設備環境を維持することを目的とし、計画的な修繕・更新等を実施する。

2. 事務所の施設量

i) 電気通信設備

| | |
|-------------|-------|
| ・ トンネル警報設備 | 18箇所 |
| ・ 道路情報表示設備 | 51箇所 |
| ・ 冠水情報表示設備 | 4箇所 |
| ・ 交通遮断設備 | 3箇所 |
| ・ 凍結情報表示設備 | 43箇所 |
| ・ 気温情報表示設備 | 1箇所 |
| ・ 風向風速観測設備 | 5箇所 |
| ・ CCTV設備 | 165箇所 |
| ・ 気象観測設備 | 12箇所 |
| ・ 地震観測設備 | 1箇所 |
| ・ ラジオ再放送設備 | 12箇所 |
| ・ 通信補助設備 | 8箇所 |
| ・ ポンプ場監視設備 | 3箇所 |
| ・ 対向車接近表示設備 | 1箇所 |
| ・ 地下道警報設備 | 13箇所 |
| ・ 共同溝電気設備 | 39箇所 |
| ・ 予備電源設備 | 11箇所 |
| ・ 道の駅設備 | 1箇所 |
| ・ 受変電設備 | 9箇所 |

ii) 道路管理施設（機械設備）

- ・ 昇降機設備 26箇所
- ・ トンネル換気・非常用設備 6箇所
- ・ 道路排水設備 21箇所
- ・ 共同溝機械設備 15箇所

○道路情報設備点検（情報板）



○昇降機設備点検（エスカレーター）



⑨橋梁点検

【実施方針】

- 橋梁点検は、「橋梁定期点検要領（案）」（平成16年3月 国道・防災課）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（平成16年3月 国道・防災課）及び「コンクリートの塩害に関する特定点検要領（案）」（平成16年3月 国道・防災課）に基づき実施する。

1. 橋梁点検は以下を目的として実施する。

安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うための必要な情報を得ることを目的とし、損傷状況の把握、対策区分の判定、点検結果の記録等を実施する。

2. 事務所の施設量

i) 橋梁 334

3. H23実施数量

i) 定期点検 96橋

ii) 第三者点検 31橋

iii) 塩害点検 21橋

○リフト車による橋梁点検



○梯子による点検



⑩トンネル点検

【実施方針】

- トンネル点検は、「道路トンネル定期点検要領（案）」（平成14年4月 国道・防災課）に基づき実施する。

1. トンネル点検は以下を目的として実施する。

トンネル本体工の変状を把握して、利用者被害の可能性のある覆工や抗門の浮き・剥離箇所を撤去するなどの応急措置を講じ、必要に応じて応急対策及び標準調査の必要性を判定して点検記録を作成し、安全で効果的な維持管理を行う事を目的として実施する。

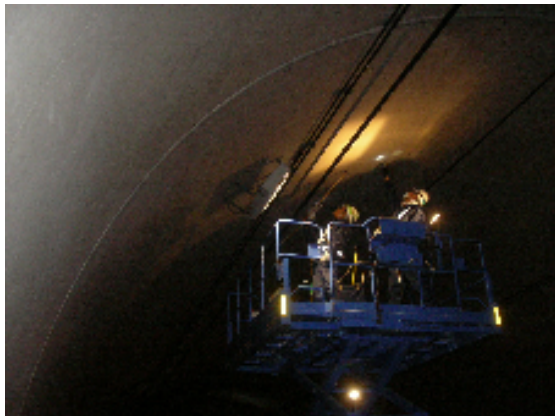
2. 事務所の施設量

- i) トンネル 32トンネル

3. H23実施数量

- i) トンネル 8トンネル

○高所作業車による点検



⑪防災点検

【実施方針】

- 防災点検は、「道路防災総点検要領（案）」（平成18年9月）に基づく過去の防災総点検等で、要対策箇所及び防災カルテ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として年1回の頻度で点検を実施する。

1. 防災点検は以下を目的として実施する。

法面等の状況を定期的に観察することで、災害に至る要因を早期に発見し、必要な対応を図ることを目的とする。

2. 事務所の施設量

| | |
|------------|------|
| i) 落石・崩壊 | 43箇所 |
| ii) 岩石崩壊 | 3箇所 |
| iii) 土石流 | 3箇所 |
| iv) 盛土 | 15箇所 |
| v) 擁壁 | 87箇所 |
| vi) 橋梁基礎洗掘 | 10箇所 |
| vii) その他 | 5箇所 |

○法面点検



○擁壁点検



⑫橋梁補修

【実施方針】

- 橋梁補修は、定期点検結果に基づいて、橋梁毎の次回の点検、修繕、架け替え等の時期を明示した長寿命化計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施する。
- 定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、必要な補修等の対策を実施する。

1. H23実施数量

| | |
|--------------------|-----|
| i) 上部工補修（塗装塗替） | 6橋 |
| ii) 上部工補修（断面修復） | 10橋 |
| iii) 上部工補修（ひび割れ補修） | 6橋 |
| iv) 上部工補修（表面保護） | 7橋 |
| v) 下部工補修（ひび割れ補修） | 6橋 |
| vi) 下部工補修（断面修復） | 4橋 |
| vii) 下部工補修（表面保護） | 6橋 |

○塗装塗替



対策前



対策後

○断面修復



対策前



対策後

⑬トンネル補修

【実施方針】

- トンネル補修は、定期点検結果に基づいて、トンネル毎の次回の点検、補修等の時期を明示した補修計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施する。
- 定期点検等により、緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、通行規制等の必要性や安全性を勘案の上、必要な補修等の対策を実施する。

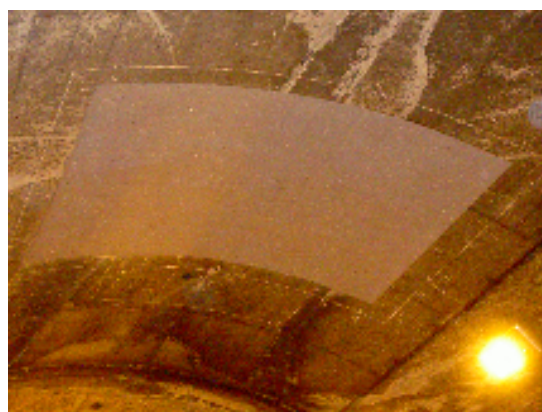
1. H23実施数量

- i) トンネル 1トンネル

○コンクリート剥落防止



対策前



対策後

○漏水補修



対策前



対策後

⑭舗装補修

【実施方針】

- 舗装のシーラ材の注入や、切削による舗装補修は、路面のひび割れ率が30%～40%又はわだち掘れ量が30mm～40mmの区間を目安として実施する。
- 舗装の打ち換えや切削オーバーレイによる舗装補修は、路面のひび割れ率が40%以上又はわだち掘れ量が40mm以上の区間を目安として実施する。

1. 舗装補修は以下の項目を目的として実施する。
 - i) 舗装の耐久性を確保し、舗装の構造機能を保つ。
 - ii) 路面の走行性を確保し、交通の安全と快適性を保つ。
 - iii) 舗装に起因する沿道環境の悪化を防ぐ。

2. 事務所の施設量

- i) 車道舗装面積 約2,603,000m²
- ii) 歩道舗装面積 約 760,000m²

3. H23実施数量

- i) 切削オーバーレイ 約18,000m²

○シーラ材注入



○切削オーバーレイ



⑮防災対策

【実施方針】

- 防災対策は、過去の防災点検結果及び現地点検により、対策が必要と判断された法面・斜面等について、降雨・降雪等による異常気象時通行規制区間の有無や、災害発生の危険性等を勘案して、計画を策定した上で実施するものとする。
- 台風、地震、津波等により緊急的な対応が必要となった場合には、上記に関わらず必要な対策を実施するものとする。

1. H23実施数量

- i) 落石防護 1箇所
- ii) 法面防護 2箇所

○ロープネットによる落石防護



対策前



対策後

○法枠による法面防護



対策前



対策後

⑩橋梁耐震補強

【実施方針】

- 橋梁耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時において重大な損傷を防止することを目的とし、県庁所在地間を結ぶ道路のうち、現行の道路橋示方書相当の耐震対策を行う必要のある橋梁について、計画を策定した上で実施する。
- 緊急な対策が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記に関わらず必要な対策を実施するものとする。

1. H23実施数量

- i) 橋梁耐震補強 1橋

○橋脚鋼板巻き立て



対策前



対策後

○落橋防止装置設置



設置前



設置後

5. その他

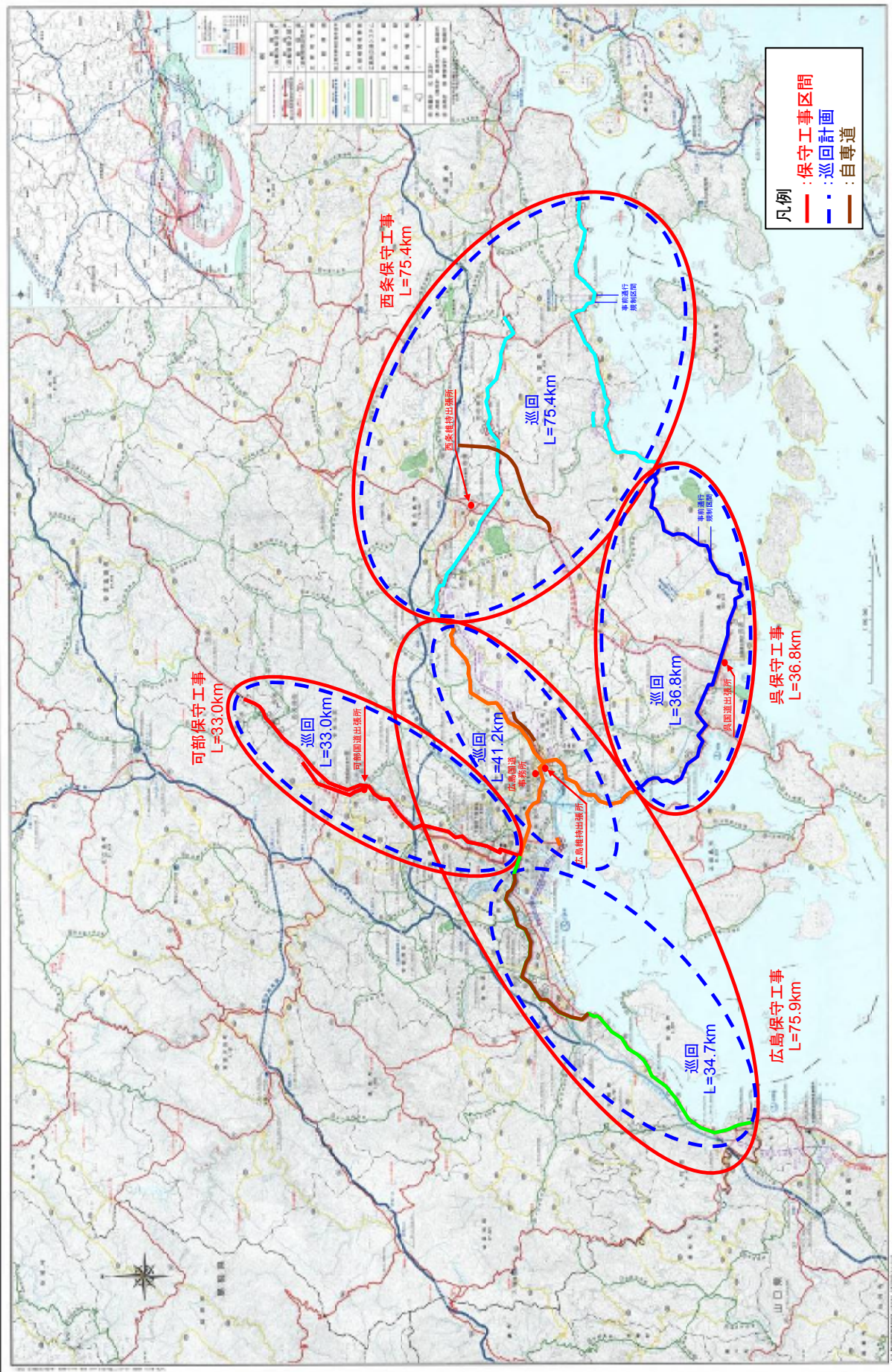
～ 道路管理方針の周知、広報 ～

- 道路維持管理計画については、本局および事務所ホームページに目的、実施方針、実施頻度をアップし、広く道路利用者、沿道住民等に周知に努める。
- 道路利用者、沿道住民等からの苦情対応等にあたり、道路維持管理計画の趣旨について十分な説明を行い、理解を求める。
- 行政相談、苦情件数等については内容を分析し、次年度以降の維持管理に反映する。

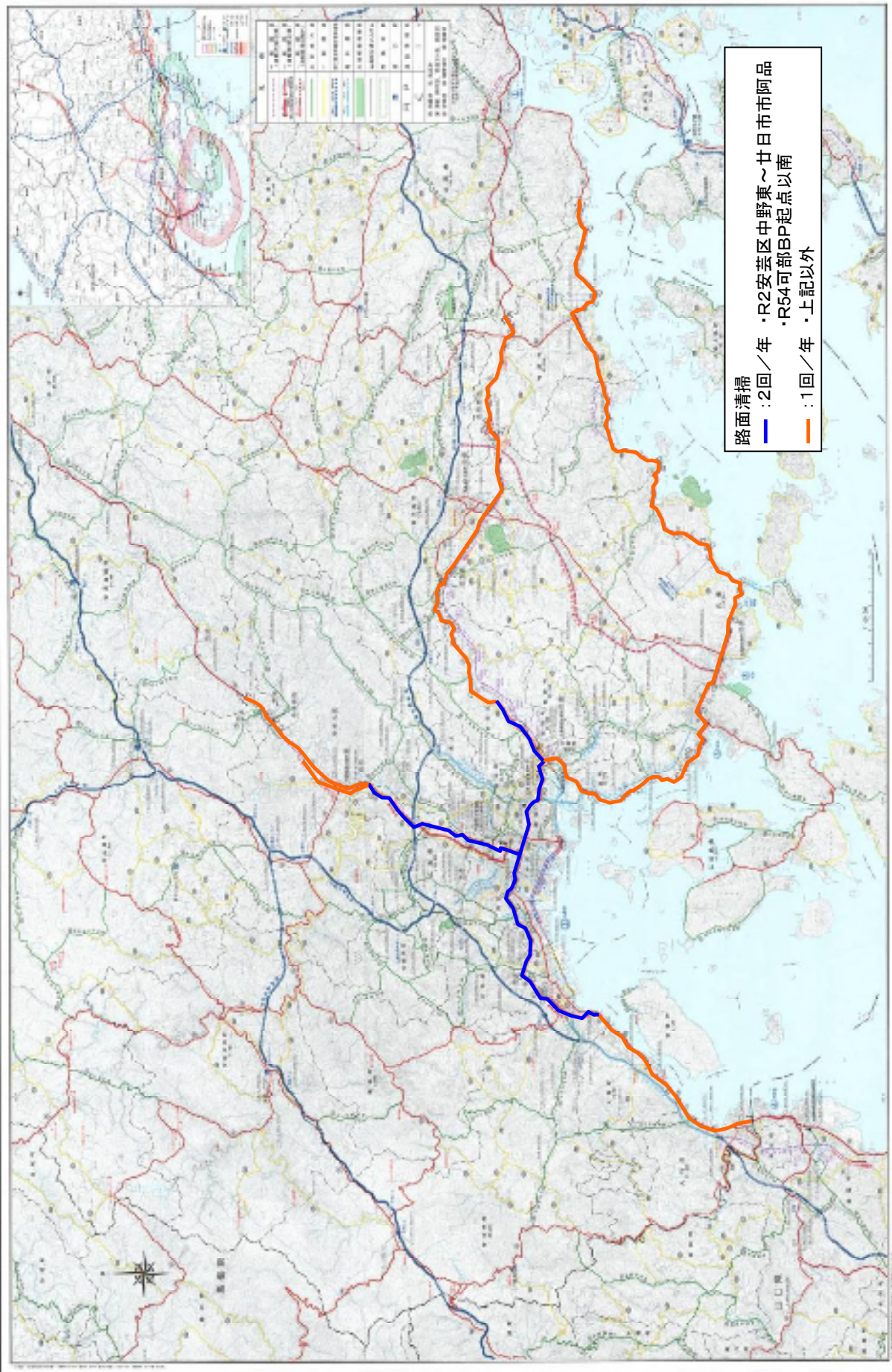
6. 参考資料

- ・ 別図－1 道路巡回計画
- ・ 別図－2 車道部の路面清掃エリアと実施頻度
- ・ 別図－3 植樹管理（剪定等）エリアと実施頻度

別圖一 1 道路巡回計画



別図-2 路面清掃



別図-3 植樹管理（剪定等）

